

項目別評価表

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、x(不可)	コメント		番号
1. 知的財産の創造の推進					
(1) 大学等における知的財産創造の推進					
知的財産の創造を重視した研究開発の推進					
ア) 大学等における知的財産の創造を重視した研究開発の推進					
基礎研究段階からその研究成果の応用、技術移転に至るまで一貫して実施する研究開発制度の構築	2003			具体的施策として、研究設備の自由な使用が保証し、また計画を途中で見直しフレキシブルに改良することができるような仕掛けを作らなければならない。	1
中期長期的視点に立った基礎研究の推進、科研費など競争的資金の拡充	2005			具体的施策として、研究サポート機能を充実させ、また競争的資金を配分する際に適正な評価を行わなければならない。	2
研究情報の国際的流通の促進	2003			現状でもある程度は情報が流通しており、あえて施策が必要かどうかは不明だが、パブリックドメインとすべき領域があることを明記したことは評価できる。	3
研究機関からの情報発信、国民と研究者の双方向コミュニケーションの充実	2005			情報を受け取る国民の側に対しても、サイエンス・リテラシーや批判能力を向上させるための施策が講じられることを期待する。	4
イ) 研究開発における特許情報の活用	2005			論文と特許の検索システムの統合を明記したことは評価できる。特許文献が研究開発に活用されるようになる前提として、特許情報の質の向上(データの信憑性向上、先行技術の記載など)が課題である。	5
総合科学技術会議及び科学技術政策関係官庁は、政策立案や評価に国内外の特許情報を戦略的に活用する	2005			科学技術関係官庁と特許庁の連携をいっそう強化することにつながるだろう。	6
研究開発評価における知的財産の活用					
ア) 評価指針の策定、適用	2002			特許取得の状況を研究評価に組み込むことが明記されたことは評価できる。大学教官人事の多様化が実現するだろう。	7
イ) 公募型研究費の申請項目への追加	2005			研究者の知財意識の向上につながるだろう。あわせて、学会が与える学術賞の審査でも特許が重視されるよう、前向きに取り組むことを期待する。	8
研究者へのインセンティブの付与	2002			発明補償金の上限撤廃は、すでに検討が始まっているが、重要な課題である。その上で、各大学が特色のある発明補償金規定を整備できるようにすべきである。	9

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
知的財産権の取得に要する費用の確保				
ア)特許出願 維持等に係わる経費の確保	2005		国立大学の法人化前であっても、弁理士費用など必要なものは即座に予算化されることが期待される。訴訟に巻き込まれた場合の費用についても柔軟に予算化できるような施策を希望する。	10
イ)大学等に対する特許関連費用の取り扱い	2002		どのような検討結果が具体的に生まれるかが重要であるが、フレキシブルな予算措置をとれるようにする方向で検討すべきである。	11
知的財産権取得・管理のための人材や体制の整備				
ア)知的財産管理機能の強化 弁理士や民間の専門家の活用	2005		発明が生まれてからではなく、研究開発の実施段階から知財戦略を構築することの必要性を述べた点は評価できる。実効性が問題である。	12
主要な国公立私立大学に知的財産本部の整備	2005		「知的財産本部」の実効性をどれだけ高められるかが課題である。既にTLOがうまく機能している大学については、その活動を阻害しないよう留意すべきである。	13
イ)研究者及び事務職員の知的財産に対する理解の向上	2005		知財理解の向上が必要なことはもちろんであるが、同時に、事務職員が制度を弾力的に運用できるような体制にすることを希望する。	14
研究開発成果の取り扱いルールの明確化				
ア)研究現場における共同発明者の明確化	2003		学生が共同発明者である場合の発明者の明確化に言及したことは評価できる。ポストドクター(学生とは異なる、博士号を取得したあとのテンポラリーな研究員)の発明についても同様な対応を期待する。	15
イ)研究開発成果物等の適切な管理	2002		これはすでに文科省より2002年5月に報告書が出されている。今後、周知徹底するとともに、研究開発や技術移転の実状を見据えたフレキシブルな対応がなされる必要がある。	16
知的財産権の取得に係る手続の支援	2002		特許庁作成のパソコン出願ソフトの普及という 具体的アクションを提案している点が評価できる。	17
研究施設の改善等の環境整備	2005		地域との連携強化は評価できるが、地方自治体の過度な介入(地域限定の技術移転事業など)がかえって新事業創出を阻害しないよう留意する必要がある。	18

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
(2)企業等における知的財産創造の促進				
職務発明制度の再検討				
ア)職務発明規定の見直し	2003		職務発明規定を見直し、2003年度中に結論を出すことになっている点は評価できる。真に優れた知的財産の創造に向け、廃止も含めた思い切った改正を希望する。	19
イ)発明者の定義の明確化	2005		発明者の定義を明確にすることは、学部生、大学院生、ポストクの発明が適切に扱われるという趣旨からすると評価できる。2002年以降の出来る限り早いタイミングで判断基準を明確化するべきである。	20
日本版バイ・ドール制度の拡充				
ア)日本版バイ・ドール制度の利用の徹底	2002		今年度中に全ての国及び特殊法人等による委託研究にバイ・ドール法が適用されることが明確になったことは評価できる。特別な事情があるものを除き」という記述などもあるが、研究成果の実用化が妨げられるような運用とするべきではない。	21
イ)日本版バイ・ドール制度の適用の拡大				
i)大学への知的財産権の帰属促進。大学における特許の一元管理と活用の促進。	無期限		バイドール法の適用により、これまで国有特許となっていた研究成果が、大学の帰属となり、産学連携が進むことを期待する。	22
ii)政府によるソフト開発事業の成果物の知的財産権の帰属	2002		政府によるソフト開発事業の成果物の知的財産権の帰属を今年度中に明確にすることは意義がある。その結論が民間企業の活性化につながるようなものとなるべきである。	23
iii)米国バイ・ドール制度と同様の行政機関による審査制度を導入	2005		国内の知的財産が不要に海外に流出しないような措置が取られることは必要と考えられる。その際に、行政機関での審査が産学官連携を必要以上に阻害・遅延させることがないように留意する必要がある。	24
知的財産情報調査のための基盤整備				
特許電子図書館	2005		特許電子図書館の改善を明確にしていることは評価できる。2002年度以降の出来る限り早いタイミングで実現されることを希望する。また、特許情報提供者への提供のみならず、ユーザー自身の利便性の向上を確実に図ることに留意すべきである。	25
特許出願状況の公表	2002		海外も含めた特許出願状況の情報が公表されることにより、日本での研究開発が刺激されることを期待する。より多くの分野での国際的な特許出願情報が公開すべきである。	26

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
優れたコンテンツ創出等への支援				
あえてア)、イ)、ウ)と分けない	2002 or 2005		各省がそれぞれバラバラに実施する形となっている点が懸念される。また、そもそも本当にこの分野での振興策が民間の活力を生かすものとなるかが重要である。	27
優れたデザイン、ブランドの創造支援	2003		効果のある成案が得られることを期待する。	28
(3)創造性を育む教育 研究人材の充実				
研究人材の養成及び流動性、多様性の向上				
教官人事の流動性・多様性の向上	無期限		各大学の中期計画に書くだけでは、どれだけ実効性があるのかが不明であるため、今後具体的な施策が求められる。	29
任期制・公募制の適用方針に係る計画の策定	2005		各大学の判断に任せるだけでなくある程度の数値目標や目標年度を設定することを期待する。	30
民間における博士課程修了者・ポスドクター経験者の採用を促進するための、実務・実践能力修得の支援	2005		研究人材の流動化促進の前提としては、終身雇用慣行がなくなることや大学教官の賃金自由化が必要であり、そのためには税制や社会福祉制度を抜本的に改革する必要がある。	31
幅広い知識をバックグラウンドとした高い専門性を有する人材の育成方策の検討	2003		人材育成の実現に向けて、目標年度を定めて努力すべきである。	32
知的財産教育の推進				
ア)児童・生徒に対する知的財産教育の推進	2005		副読本の提供などはすでに行われているので、これまでの反省点を検討しつつ、フレキシブルに施策を発展させるべきである。	33
イ)大学生一般に対する知的財産教育の推進	2005		大学教官だけではなく学生に対する知的財産の講義の開設にまで言及したことは評価できる。早急に実現すべきである。	34
2. 知的財産の保護の強化				
(1)特許審査・審判の迅速化等				
特許審査の迅速化等				
i)2005年度までの計画策定。出願審査請求構造の改革	2005		審査期間の短縮化に向けた取組を推進するために様々な施策を講ずることは評価できる。特に審査補助者の強化は是非実現されなければならない。特許の価値を上げるために、審査期間1年の法定化まで踏み込むよう前向きに取り組むことを期待する。2005年度までの計画は、滞貨を一掃するようなものとなるべきである。審査官の増員については、ポスドクや研究所の研究者の活用を望む。	35

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント		番号
ii)2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査	無期限			できる限り早いタイミングで世界最高レベルになることを希望する。	36
iii)早期審査制度の周知徹底及び対処する体制の整備	2002			現行制度をもとにすれば早期審査請求の増大に対処できる体制が整備されることは必要である。将来的には、審査請求制度の廃止まで実現すべきである。	37
iv)インターネットによる特許出願や書類閲覧	2004			インターネットによる出願及び書類閲覧が可能となる点は評価できる。植物新品種登録と同じ2003年度に実現してもらいたい。また、出願のマルチメディア化についても前向きに取り組まれることを期待する。	38
審判制度等の改革					
i)審判と審決取消訴訟との関係などの見直し	2003			審判と審決取消訴訟との関係の見直しなどについて、2003年通常国会に法案の形で提出されることが明記されていることが評価できる。現在、指摘されている審判制度の課題を本当に解決できる内容の改正としなければならない。	39
ii)侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係の見直し	2003			侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一次的解決を目指す方向での見直しがなされる方向は評価できる。2004年末までのできるだけ早いタイミングで紛争当事者にとって合理的な見直しがなされることを希望する。	40
植物新品種審査期間の短縮					
植物新品種審査期間の短縮	2004			平均審査期間の短縮が確実に実現されることを期待する。	41
インターネットによる種苗法の出願手続を可能とする	2003			インターネットによる出願により出願者の利便性の向上と行政事務の効率化が図られなければならない。	42
(2)実質的な「特許裁判所」機能の創出					
管轄の集中化					
i)東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化	2003			東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化され、人的な面を含め、実質的な知財裁判所としてきちんと機能するようにしなければならない。	43
ii)高等裁判所の管轄の東京高等裁判所への集中	2004			東京高等裁判所への集中という方向が示されていることは評価できる。知財重視のスタンスを明確にする観点からは、この方針を踏まえ、控訴審の一元化が図り、日本版CAFCの実現を期待する。	44
専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充	2004			知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、調査官の役割拡大・明確化など人的拡充を図ることは重要である。裁判官の枠を拡大し、技術系や特許専門知識を有している者の登用も積極的に進めてもらいたい。	45

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
証拠収集手続の拡充	2005		日本版ディスカバリー制度の創設の方向を示されていることは評価できる。2005年度までのできる限り早いタイミングで、具体的な制度が導入されることを期待する。	46
裁判外紛争処理の充実等	2005		政府の要請に応え、ADR機関の機能強化、活性化が実現されなければならない。	47
(3)損害賠償制度の強化	2005		「侵害し得」からの脱却という考え方が明確となっていることは評価できる。望ましい損害の認定制度のあり方の検討の結果、3倍賠償制度などの具体的なアクションにつながる事が重要である。	48
(4)模倣品・海賊版等への対策の強化				
二国間・多国間交渉を通じた取組				
i)侵害国への二国間・多国間交渉を通じた働きかけの強化	2005		ii)以下のことを確実に実施され、模倣品・海賊版がなくなることが重要である。	49
ii)海外における知的財産権保護の強化に取り組む	2002		模倣品・海賊版対策に向けた組織の連携など体制が整備されることは評価される。これらの連携により、具体的なアクションがなされなければならない。	50
iii)WTOを利用した監視	無期限		特に新たに加盟した中国、台湾などに対し、WTOルールに基づく対応をしっかりと実施されることを期待する。	51
iv)WPOでの議論への参画	無期限		参画をした上で、WPOの場で何を実現するかを明確にすることが重要である。	52
v)日本大使館・総領事館等を活用した二国間交渉・多国間交渉	無期限		各国の大使館・総領事館に模倣品・海賊版等への対策にあたって毅然とした対応をすることは重要であるが、これを実行するだけの知見者がいるかどうか懸念されるところである。侵害国政府の自助努力支援は是非とも進めるべきである。	53
vi)フォローアップ	2002		上記の措置の実効性を確認するためにも、出来る限り近いタイミングでフォローアップすることは不可欠である。	54
育成者権侵害品対策	2005		DNA品種識別技術などによる育成者権の侵害が防げることは重要である。2002年度以降の出来る限り早いタイミングで実現してもらいたい。	55
知的財産権侵害に対する国境措置の改善	2004		水際での取締の強化は必要である。現在の緊急度を踏まえ、具体的な組織、関税定率法の改正などの具体的なアクションができる限り早いタイミングで実現されなければならない。	56

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント		番号
国内における模倣品・海賊版等の取締りの強化	2005			知的財産侵害を摘発し、断固たる処置が取るべきである。	57
国民への啓発の強化	2005			国民の模倣品等に対する意識の向上は重要である。	58
(5)国際的な知的財産制度の調和と協力の推進					
世界特許システムの構築等に向けた取組の強化					
i)先行技術調査結果・審査結果の相互利用などの各国特許庁との協力	2003			技術がグローバルであることを考えれば、世界特許システムの構築等に向けた取組の強化は重要である。出来る限り早いタイミングで、先行技術調査結果・審査結果の相互利用にとどまらず、日米共通特許、そしてさらには世界特許が実現されることを希望する。	59
ii)W P Oにおける特許関係条約への積極的取組み	2005			W P Oでの特許協力条約や実体特許条約での議論を引張り、一つの出願で、世界で権利を取れるような制度を実現していくことが重要である。	60
アジアの制度整備及び施行体制づくり支援	2005			アジアの開発途上国に対して、監視制裁と支援制度をあわせて行い、発展途上国における知財保護を実現していくべきである。	61
自由貿易協定 (FTA)、TRIP S 協定、ヘーグ条約等への戦略的対応					
i)アジア地域等の途上国のTRIP S協定履行への働きかけ	2005			強力な働きかけが必要である。	62
ii)生物多様性条約との整合を取りながらのバイオ技術の進歩に伴う知的財産権の新たな展開への対応	2005			バイオ技術に関する知的財産権制度の対応は重要であるが、具体的にどのような対応をするかがポイントである。	63
iii)ヘーグ条約への戦略的取組	2005			グローバル化が進む知的財産権の分野では、ヘーグ条約の議論に戦略的に取り組んだ上で、実際にどういう結論を求めるのがポイントである。	64
デジタル化・ネットワーク化に対応した新たな国際著作権ルールの方策					
i)W P Oで検討中の新条約への積極的な取組	2005			世界的にネットワーク化が進んでいる現状では、デジタルコンテンツの知的財産権をどう扱うかは重要な課題である。コンテンツの活用の観点から、具体的にどのような制度を整備していくかが鍵である。	65
ii)アジア諸国へ著作権関係のW P O条約への加入を働きかけ	2005			知的財産権制度の実効性を高めるためにも、アジア諸国などの加入を実現することは極めて重要である。	66
(6)営業秘密の保護強化	2003			企業にとって重要な知的資産である営業秘密の保護は重要な課題である。なお、企業活動への政府の関与については、過剰にならないようにすべきである。	67

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント		番号
(7)新分野等における知的財産の保護					
有用な新創作物の積極的な保護	2005			これは当然すべきことであり、大綱で言及されたことはそれ自体評価できるが、最終的な評価は、今後の具体策の如何にかかっている。	68
ポストゲノム研究成果の適切な保護	2002			大綱以前から検討がなされているが、あらためて明記し重要性を指摘したことは評価できる。	69
再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取り扱いの明確化	2002			多くの議論が必要であるが、2002年度中に結論を出すことを明記したことは評価できる。	70
ネットワーク上での著作権の保護強化	無期限			条約採択後に所要の措置をとるのは当然だが、より望ましくは、むしろ条約に先駆けて検討し、国際的な議論をリードしてゆくべきである。	71
3. 知的財産の活用の促進					
(1)大学等からの技術移転の促進					
大学等による機関一元管理の導入	2004			TLOとの密接に連携し、TLOの経験やノウハウを活かすことを盛り込んだ点は評価できる。	72
大学等における技術移転機能の強化					
ア)TLO等の活動の強化					
民間の専門家等を大学、TLOへ派遣し、産学連携の強化を図る	2005			実効性を保証するためには、どこがそのような人材を派遣するのかを検討する必要がある。	73
TL0の事業の充実を図る	2005			TLOにも多様性が重要であるため、このような指摘は評価できる。	74
TL0の承認計画に係る事業の実施を引き続き支援	無期限			承認TLOでも、多様な業務が行えるようにする、という趣旨と思われ、妥当である。	75
知的財産本部」の整備などによる、リエゾン活動、インキュベーション活動、ライセンス活動の充実	2005			知的財産本部」がかえって既存の連携活動を阻害しないよう留意すべきである。	76
公的研究機関等における技術移転機能の充実、TLOの設置	無期限			この提言の前提として、公的研究機関の活動に産業振興の視点と競争原理を取り入れる必要がある。	77
イ)産業界ニーズと大学ニーズのマッチング機能の強化	2005			産業界のニーズを的確に汲み取った上での共同研究も、大学TLOのマーケティング活動を主体とする技術移転活動と並んで重要であり、適切に使い分けるべきである。	78

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
技術移転等に係る契約ルールの整備				
ア)受託研究、共同研究等に係る契約ルールの整備	2002		柔軟な契約を行うためには、大学事務部の改革が必要と思われる。	79
イ)利益相反に関するルールの明確化	2002		文科省の委員会で検討がすでに始まっている。	80
技術移転促進に係わるインセンティブの付与	無期限		特許取得状況を評価して重点的資源配分を行うとあるが、よい特許をとればライセンス収入等につながることも考慮し、市場から研究資金を獲得しやすくすることも考える必要がある。	81
(2)企業における戦略的な知的財産の活用				
経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用				
ア)知的財産の経営戦略化	2002		知的財産の経営戦略化は重要であることは確かであるものの、本来は企業が対応すべき課題である。政府による指針の策定がかえって企業の知財戦略をゆがめることとならないように留意すべきである。	82
イ)ノウハウの流出防止	2002		企業のノウハウなどの意図せざる海外流出が問題であることは確かであるものの、一義的には企業がしっかり対応すべき課題である。政府による指針の策定がかえって企業の知財戦略をゆがめることとならないように留意すべきである。	83
知的財産の情報開示	2003		企業の知的財産関連活動が市場が正当に評価されるため、知財会計の導入を希望する。	84
デザイン、ブランドの戦略的活用				
意匠、商標について	2005		魅力あるデザインやブランドにより付加価値向上が実現されることは重要である。なお、企業ブランドの価値の評価をどうするかも検討も進めてもらいたい。	85
ネットワークデザインについては	2003		ネットワーク化が進む中で、ネット上のデザインの保護は重要な課題である。具体的な対応が出来る限り早くなされるべきである。	86
(3)知的財産の流通の促進				
知的財産の価値評価の確立	2005		知的財産の価値が社会的に認知されるための価値評価が確立されることは重要である。出来る限り早く検討を開始し、2005年度以前の早いタイミングで結論を出してほしい。	87
知的財産ライセンス契約の安定強化				
i)破産法等の改正	2003		ライセンサーが倒産した場合に、ライセンシーが事業を継続的に実施できる環境を整備することで、知的財産の活用が進むようになることを期待する。	88
ii)ライセンス契約の保護	2002		できる限り早いタイミングで、具体的な検討の内容が明確にすべきである。	89

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
コンテンツ創作活動の保護と流通の促進				
あえて i) ii) iii) と分けない。	2004		i) ii) iii) は文部科学省、経済産業省、総務省がそれぞれの所掌業務からコンテンツの新しい流通システムの構築を目指すものであるが、明らかに重複する部分があることが懸念される。また、そもそも本当にこの分野での振興策が民間の活力を生かすものとなるかが重要である。	90
iv) コンテンツ利用システムの開発	2003		教育用コンテンツの流通促進の観点からコンテンツの権利関係の適切な処理は重要である。	91
研究試料等の研究開発成果の流通の促進	2005		研究開発成果の流通については、成果物の収集・保存・提供体制の充実とともに、早急に明確なルールを作ることを期待する。	92
4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上				
(1) 専門人材の育成				
法科大学院における知的財産をはじめとするビジネス関連法分野の教育の強化				
法科大学院における知的財産法教育の充実	2005		理工系学部出身者を中心に入学させる制度が望ましいのではないだろうか。	93
新司法試験制度における、知的財産法等のビジネスに関連する各種法分野の選択科目化の検討	無期限		知的財産を活用する法曹人材を育成するためには、ビジネスに関連する法分野の中でも、ハイテク産業に関連する法分野を集中的に学ばせるべきである。そのためには理工系出身者を入学させる、あるいは科学技術諸分野の講義を増やすなどの施策が必要である。	94
ビジネスに理解の深い技術系人材の供給				
技術系学生への経営・法律教育の充実化、専門職大学院(仮称)の設置の検討	2005		知的財産に関する専門職大学院については、2002年度中に早急に結論を得ることを希望する。	95
大学の教職員が知的財産制度に関する知識を得られる機会の拡充	2005		大学における知財リテラシーの向上は重要な課題である。	96
弁理士等の専門人材の充実と機能強化	2005		ユーザーの便宜を高める観点からも、信頼性の高い能力担保措置が重要である。研修の具体的カリキュラムの早急な作成を期待する。	97

知財大綱項目	期限	評価 (優)、(良)、(可)、×(不可)	コメント	番号
(2)国民の知的財産意識の向上				
用語を「知的財産権」「産業財産権」に統一	2002		用語改正の趣旨を浸透させるため、メディア報道などにより普及を図ることが必要である。	98
啓発活動の強化				
各種セミナーの推進	2005		セミナーの実効性を保つためには、講師の育成も重要な課題である。	99
小中学生に対する知的財産制度への理解、知的財産意識の育成	2005		発明家体験プログラムのような具体的アクションがとられることを期待する。	100
ネットワークを利用した情報提供などによる、知的財産権に関する知識・意識を普及させるための総合的事業の実施	2005		広く国民に対して知財リテラシーを高めるための情報提供を行うことは、重要な課題である。	101
知的財産関連調査統計の整備	2002		特に、国際間のロイヤリティ収支統計については、信頼性の高いデータを整備する必要性が高い。	102
5. 知的財産戦略大綱の実施				
知的財産戦略本部(仮称)」の設置、知的財産戦略計画(仮称)」の策定等を内容とする知的財産基本法(仮称)」の検討	2003		国家レベルで、組織の壁を越えて、知的財産の重要性を意識した知的財産基本法が制定されることは評価できる。本法の中身が、日本が知財国家となるために必要な措置が盛り込まれることが重要である。	103